

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月28日

支出負担行為担当官  
沖縄防衛局長 伊藤 晋哉  
(公印省略)

### 1 業務内容等

- (1) 業務名 ロウワー・プラザ緑地ひろば(R6)維持管理業務
- (2) 業務内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年3月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 本業務は、資料提出及び入札等を紙入札方式により行う

### 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度防衛省所管の競争参加資格(全省庁統一資格)において、資格の種類が「役務の提供等」でA、B又はCの等級に格付けを受け、九州・沖縄地域に競争参加資格を有する者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと、又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 暴力団関係者の排除
  - ア 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
  - イ 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒904-0295 沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9  
沖縄防衛局総務部契約課契約審査係 電話 098-921-8131 (内線 157)
- (2) 入札説明書等の交付期間等  
令和6年11月28日(木)から令和6年12月18日(水)まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)。ただし、最終日は正午までとする。担当部局にて上記2(2)に掲げる競争参加資格の格付けを受けている者又は取得見込者に対し交付する。
- (3) 競争参加資格を確認できる書類(資格審査結果通知書写し等)、入札参加者を代理

人とする委任状等の提出期限等

ア 提出期限 令和6年12月18日(水) 正午

イ 提出方法 (1)に持参又は郵送すること。持参の場合は、平日、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの間を除く。)。郵送の場合は、提出期限までに必着とする。なお、郵送による場合は、電話等による確認を行うこと。

(4) 入札及び開札の日時等

日 時：令和6年12月19日(木) 午後3時30分

場 所：沖縄防衛局 1階 入札室

提出方法：(1)に紙持参又は郵送等により提出する。

郵便入札については、3(1)宛てに電話連絡の上、書留郵便にて提出期限までに必着とする。

4 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行コザ代理店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 沖縄防衛局)又は金融機関若しくは、保証事業会社の保証(取扱官庁 沖縄防衛局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ。

(8) 適用する契約条項 一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(9) (8)に掲げる契約条項のほか、落札者が中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(10) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

(11) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準を下回っている場合は、予決令第86条の調査を行なうので、協力しなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。